

電力総連 2003 春季生活闘争の推進について

1. 交渉の基調

電力総連 2003 春季生活闘争は、深刻な経済状況や、厳しさが続く雇用情勢などを背景にこれまでにない厳しい交渉となることが想定されます。このような状況にあっても、組合員の雇用と総合的労働条件を守るため「電力総連 2003 春季生活闘争方針」(2002 年 12 月 13 日・第 1 回中央委員会決定)に基づき、電力総連、各構成総連、各部会、各加盟組合の連携を強化し交渉を推進していくこととします。

2. 当面の具体的取り組み

電力総連は、2003 春季生活闘争方針や連合の当面の方針を踏まえた上で、当面の具体的取り組みを次のとおりとします。

(1) 雇用安定の取り組み

電力総連、各構成総連、各部会は、対応する経営側に雇用安定に関する申し入れを行うための事前準備を徹底することとします。また、各加盟組合は雇用安定の重要性について、労使協議を徹底する中で、引き続き労使の共通認識を醸成することとします。

(2) 賃金カーブ維持分確保のための取り組み

各加盟組合は賃金カーブ維持分の労使確認を行うなど、要求前の事前準備を行うこととします。また、定期昇給制度が確立されていない組合がある実態を踏まえ、各構成総連内において定期昇給制度の内容(各単組の平均額)を開示するなどの取り組みを行うこととします。

(3) 適正な労働時間管理の取り組み

恒常的な時間外労働削減の意識喚起を行うとともに、適正な労働時間管理の徹底に向け、問題点の洗い出し、改善策の検討を行うなどの取り組みを進めることとします。

(4) パート労働者等全従業員を視野に入れた取り組み

パート労働者等の労働条件実態等について実態把握を行い、労使間の意見交換に必要な内容の抽出を行うなど、労働条件全般に亘る均等待遇の観点に立った取り組み準備を行うこととします。

3. 当面の進め方

(1) 申し入れおよび要求書提出

雇用安定に関する申し入れおよび要求書提出については、2 月末までとし、遅くとも 3 月末までとします。

(2) 当面の日程

第 2 回交渉推進委員会を 3 月 4 日(火)に開催し、以降の日程については、連合や他産別の動向などを総合勘案し決定します。

(3) 推進体制

別紙 1 のとおりとします。

(4) スト権の確立

電力部会、検集部会構成組合の労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定に基づく、公益事業のスト予告については、2 月 21 日(金)に電力総連が一括して行い、3 月 4 日(火)以降スト権を確立することとします。

(5) 情報活動

情報の共有化を図るとともに、各組合の交渉を支援するため、各情報や資料の発信を行います。

(6) 連絡体制の確立

電力総連内の連携を円滑にするため、連絡体制を確立します。